

随意契約（相手方指定）調書

件名	町屋公園予定地(旧尾竹橋清掃作業所内敷地)土壤調査委託	No.5200815
工(納)期	令和 7年 3月 31日	
契約締結日	令和 7年 2月 5日	
契約金額	2,970,000円(消費税等含む)	

契約相手方	ムラタ計測器サービス株式会社 東京支店 (法人番号：2020001008096)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	町屋公園予定地(旧尾竹橋清掃作業所内敷地)土壤調査委託
指名業者 (案)	名称 ムラタ計測器サービス株式会社 東京支店 所在地 東京都千代田区飯田橋一丁目8番10号 キャッスルウェルビル 代表者 支店長 福池 晃
特命理由	<p>本件は、都市計画公園事業の着手によるスーパー堤防整備に伴い、撤去予定の旧尾竹橋清掃作業所スロープ部の盛土について、土壤汚染対策法第16条に基づき汚染状況を把握する必要があるため、土壤調査を行うものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 本件は、土壤汚染対策法に基づく調査等を行うことが認められている指定調査機関を通して実施する必要があるため、上記業者は、同法に基づく指定調査機関に該当する業者である。</p> <p>上記業者は令和4年度に実施した「町屋公園予定地土壤詳細調査業務委託」を受託しており、本業務において実施する「資料の再確認」、「現場踏査」、「準備調査」等を、円滑に進めることができる。また、履行評価は優良である。</p> <p>上記業者は、東京都発注業務をはじめ、数多くの自治体での土壤汚染に関する業務を受注しており、豊富な経験と実績を有していることから、確実な業務の履行が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)